再評価個表

事 業 名	まちづくり連携砂防等事業	事業主体	愛媛県
施設･工区名等	(砂)三十峯川(みそっぽがわ)	事業箇所	西予市三瓶町朝立(みかめちょうあさだつ)
事業主旨	本渓流は、愛媛県西予市三瓶町朝立に位置し、被害想定区域に人家 26 戸や県道八幡浜三瓶線、公民館(指定避難所)等が存在する土石流危険渓流である。流域内には、既存の砂防堰堤が 1 基あるが、現行基準における整備率は 100%未満である。不安定な土砂が残留しており、豪雨時には土石流が発生する恐れがあるため、砂防施設（砂防堰堤）を整備し、土砂災害を未然に防止する。		
再評価の実施理由	補助事業として新規採択（令和９年度予定）のため		

１．地域の概要

本渓流は、流域面積 0.44km^2、比高 376m、渓流延長 1140m、平均渓床勾配 1/4 の土石流危険渓流である。当流域の層林は杉、檜であり、地質はチャートと砂岩で構成される。渓床内には不安定土砂が堆積していることから、今後、土石流が発生しやすい状況にある。

土砂災害警戒区域内には、人家 26 戸や県道八幡浜三瓶線、公民館(指定避難所)等がある。また、立地適正化計画に基づく居住誘導区域として、位置付けられている。流域内に砂防堰堤が 1 基整備されているが、現行基準における整備率は 100%未満である。そのため、集中豪雨等による土砂災害の発生時には、保全対象に甚大な被害を生じる恐れがある。

２．事業概要及び事業経緯

事業採択	令和 4 年度	完成予定	令和 17 年度（見込み）
用地着手	未着手	工事着手	未着手
全体事業費	301 百万円(うち用地費： 5 百万円)		
(1)事業概要	砂防堰堤 1 基、渓流保全工　延長 28.1m		
(2)事業経緯	令和 3 年度：土砂災害警戒区域等指定（愛媛県告示第 427 号） 令和 4 年度：事業採択 令和 4 年度：土砂災害警戒区域等部分解除 令和 9 年度：補助事業へ移行 令和 13 年度：工事着手予定		

３．事業の必要性及び整備効果等

（１）事業の必要性

本渓流は土石流危険渓流であり、渓流内には既存の砂防堰堤が 1 基存在する。しかし、現行基準における整備率は 100%未満であり、流域内には崩壊痕や倒木が見られ、豪雨時には土石流が発生するおそれがある。

被害想定区域内には人家 26 戸、県道 190m、公民館(指定避難所)等があり、これら保全施設の土石流による被害軽減を図るために砂防施設の整備を継続し、土砂災害対策を進める必要がある。

（２）事業の整備効果

砂防施設を整備することで、年超過確率 1/100 の土石流に対して、人家 26 戸等の人命、財産や県道 190m、公民館 1 箇所等が保全できる。

（３）事業を巡る社会経済情勢等の変化

対象地を含む西予市の人口及び世帯数は減少傾向にあるものの、コンパクトなまちづくりを推進するため、西予市は、「西予市立地適正化計画」を策定し、居住誘導区域に位置付けていることから、保全人家の増加が見込まれる。加えて、県道、公民館に対する整備効果は恒常的に発揮される。

さらに、本事業は西予市、地元からの要望により事業化されたものであるため、砂防堰堤建設に対する協力体制が整っている。

４．事業の進捗状況及び進捗の見込み

（うち用地費） Ｒ７末投資事業費	（０百万円）［進捗率：　０％］(事業費換算) ４２百万円　［進捗率：１４％］(事業費換算)

（１）事業の進捗状況

地元の協力体制は整っており、「まちづくり」と一体となった砂防事業の促進には、事業費の確保が必要となっている。

（２）これまでの整備効果

砂防堰堤が未完成のため、整備効果については発現できていない状況である。

（３）今後の事業進捗の見込み

令和 7 年度から行われている地すべり観測を踏まえ、令和 9 年度に詳細設計、令和 11 度に用地買収、令和 13 年度より施工を開始し、令和 17 年度に事業完了の予定である。

５．事業の投資効果（費用対効果分析）

（１）**費用便益比**（現在価値化）

Ｃ：総費用 ＝　　２５７．０６百万円

・建設費　　２５５．５５ 百万円

・維持管理費　　１．５１ 百万円

Ｂ：総便益 ＝　１，９５２．１８ 百万円

・便益　　１，９４０．１１ 百万円

・残存価値　　１２．０７ 百万円

Ｂ ／ Ｃ ＝ １，９５２．１８ ／ ２５７．０６ ＝ ７．５９

６．コスト縮減、代替案立案等の改善

本事業では、現地発生材を埋戻しや盛土材料等に有効活用し、コスト縮減を図る。また、搬出しなければならない残土は、近隣公共工事に流用し、残土処分費の縮減に努める。

７．そ　の　他

被害想定区域内に人家及び県道等、多くの保全施設があることから、これらの施設に対して土石流による被害軽減を図るべく、砂防施設の整備は不可欠である。また、コンパクトなまちづくりを推進するため、西予市は、「西予市立地適正化計画」を策定し、居住誘導区域に位置付けていることから、「まちづくり」と一体となった砂防事業の促進が必要となっている。

８．対応方針（素案）

本事業を『継続』としたい。